―Pepper for Biz あんしん保証パック規約―

第 1 条　Pepper for Biz あんしん保証パック利用規約の適用

1.ソフトバンク株式会社（以下「当社」という）は、本規約の定めに基づき、ソフトバンクロボティクス株式会社（以下「SBR」という）が提供する Pepper for Biz あんしん保証パック（以下「本サービス」といいます。）を販売します。

2.本サービスは、本規約の定めに基づき当社が販売する Pepper for Biz 基本プラン利用規約に定めるサービス（以下「本件基本プラン」という）の契約者のみを対象として、提供されるものとします（当該本件基本プランに関する契約を以下、「本件基本プラン利用契約」という）。

第 2 条　本サービスへの申込みの承諾と本サービスの資格の取得

1.本サービスの申込みを希望する者（以下「申込者」という）は、新規の本件基本プランの申込みと同時のみ、当社に対し、当社所定の方法で申し込みを行うことができるものとします。

2.上記申込みにおいて、当社が要求するときは、本サービスの申込者は、①契約申込書の記載内容を確認するための書類に定める本人確認書類を含む、本規約の提供を受けるのに当社が必要と判断した書類、及び②財務諸表等与信に必要と当社が判断する書類（以下①及び②を総称して「確認書類等」という）を当社所定の方法で提出するものとします。

3.当社は、申込者が、次の(1)乃至(5)に定める全ての条件を満たした場合にのみ、申込者の申込みに対する承諾をします。

(1) 日本国内において設立された法人（当社が特に認めた団体を含む）であること

(2) 当社に提出された当社所定の契約申込書及び当社が別途定める提出書類に記載漏れ、誤記、虚偽又は事実に反する記載がないこと

(3) 当社の与信基準を満たした契約者からの申込みであること

(4) 契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、本契約又はその他のサービス契約約款の規定に現に違反しておらず、又は違反するおそれがないと当社が判断したこと

(5) 本人確認ができた契約者であること

なお、本人確認とは、当社が別に定める方法により、契約者情報（契約者の名称（商号）及び本店又は主たる事務所の所在地並びに契約者のために本サービス契約の締結の任に当たっている自然人の氏名、住居、生年月日及び電話番号又はその他の連絡先等の契約者を特定する情報をいう）の確認を行うことをいいます。

4.本サービス契約の申込みを承諾するために必要な機器の新設、改造、修理又は保守が当社の業務の遂行上又は技術上著しく支障があると認められる場合は、当該申込みを承諾しないことがあります。

5.当社は、上記(1)に定める条件を満たしていない申込みであることが事後に判明し又は事後に条件に満たさなくなった申込みに基づき締結された本サービス契約につき、本サービス提供の義務を免れ、かつ本サービス契約を解除することができるものとします。但し、この場合、当社は、契約者から受領済みの本サービスの利用料等の返還義務を一切負わないものとします。

6.本サービス契約は、当社所定の申込みに対し当社が承諾したときに成立するものとします。

7. Pepper 本体（充電器を含み、以下同様とします。）1 台ごとに 1 つの本サービス契約が成立するものとします。

第 3 条　本サービスの内容

本サービスは、本サービスの適用期間中において、本サービス提供対象の Pepper にかかる有償修理が発生した場合の修理費を半額に割り引くサービスです。ただし、契約者の責めに帰すべき事由に基づき発生した Pepper の再配送の費用は対象外とします。

第 4 条　利用料

本サービスの利用料は Pepper1 台につき月額 9,800 円（税抜）です。

第 5 条　本サービスの適用期間

1. 本サービスの提供期間は、契約開始日に開始し、契約開始日の属する月の翌月 1 日から起算して 36 ヶ月満了日に終了します。
2. 契約開始日は本件基本プランのサービスの提供開始日と同日とします。
3. 37 カ月目以降のサービス提供に関しては、当社から契約者に別途ご案内する予定です。

第 6 条　解約手続

1.契約者が前条に定める契約期間の中途において本サービスを解約する場合、当社所定の方法に従い、当社所定の方法で通知するものとします。

2.上記 1 の通知があった場合、通知を受け当社にて承諾した日をもって本サービスの提供を終了します。契約者は、当該場合において、本サービスの利用を終了した月の末日までの利用料の支払いをもって、本サービスを解約することができるものとし、契約終了月の翌月以降の残存期間分の利用料については支払を要しないものとします。

3.本サービスの終了時点で存在する一切の債務については、本規約終了時においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第 7 条　利用料の支払い

契約者は、当社からの請求書に定める期日及び方法に従い、本サービスの利用料を本件基本プランに関する料金等と合わせて支払うものとします。また、支払いに要する費用は、契約者が負担するものとします。

第 8 条　遅延損害金

1. 契約者は、利用料等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いをしない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、前項に従って当社に対して支払うものとします。
2. 前項の場合、本サービスの利用を停止することがあります。遅延損害金を含む料金のお支払を確認後、サービスは再開されます。

第 9 条　本サービスの提供義務の免責

SBR は以下の場合には、本サービス提供の義務を免れるものとします。

(1) 契約者及び第三者の故意によって生じた故障、水濡れ、全損等の場合

(2)「取扱説明書」にない、契約者による不適切な利用、修理・改造・塗装等の形跡があると SBR が認めた場合

(3) 屋外での利用が原因の故障等の場合

(4) 飛行機機内への持ち込みや、海外でのご利用が原因の故障等の場合

(5)盗難・紛失等による消失のため修理不能の場合

(6)SBR 提供アプリ、または安全性の評価が SBR によってなされたアプリ以外の、アプリが起因となって発生した故障等の場合

(7) SBR 以外で、修理・改造・塗装された形跡があると SBR が認めた場合

(8) pepper 本体以外の付属品における故障等の場合

(9) 戦争・テロ・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合

(10) 犯罪によって生じた故障等の場合

(11) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合

(12) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合

(13) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合(13) 契約者が債務の支払いを現に怠っている場合

(14)契約者が、交換修理に関する情報及び物品を、当社の求めに対して提供しない場合

第 10 条　規約の変更、承認

当社及び SBR は、本規約の内容を契約者に通知することなく変更することがあります。この場合には、提供条件は変更後の本規約が適用されます。

以上